

福長介第1748号

令和7年8月5日

市内訪問介護等サービス
運営事業者 様

さいたま市福祉局
長寿応援部介護保険課長

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の所要額調査について

日頃より、介護保険事業の推進に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、さいたま市内の訪問介護等サービス事業所について、標記補助事業の令和7年度の追加分及び令和8年度の所要額についての調査を実施いたします。以下に記載の補助事業の活用をご検討される場合につきましては、令和7年8月18日（月）までに別添の「回答書」（市ホームページにも掲載）を介護保険課まで御提出いただきますようお願いいたします。

補助事業の詳細につきましては、厚生労働省の「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」を御確認ください。

1 補助金概要（詳細は要綱をご覧ください。）

- (1) 研修体制の構築の支援（R7、R8）
- (2) 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援（R7、R8）
- (3) 経営改善の支援（R8）
- (4) 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援（R8）
- (5) 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援（R8）
- (6) 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援（R7、R8）

※ 令和7年度追加分については、予算確保時期の都合上、補助対象期間が令和8年1月から3月と非常に短くなることが見込まれています。ご了承ください。

2 提出方法

件名は「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の所要額調査について（法人名）」とし、回答書をメールで送信してください。

※ 回答書の提出があった場合でも、予算の都合上、補助金の交付ができない場合がございます。

ホームページ URL：<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/010/p120110.html>

3 提出期限

令和7年8月18日（月）必着

4 担当

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
電話番号 048-829-1265 F A X 048-829-1981
Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp